

最低賃金額の大幅な引き上げを求める会長声明

- 1 2021年7月16日、中央最低賃金審議会は、厚生労働大臣に対し、2021年度の地域別最低賃金額改定の目安について、全国一律28円引き上げるよう答申した。
昨年度、同審議会が、新型コロナウイルスの感染拡大等を理由に、地域別最低賃金額の引き上げ目安額の提示を見送った結果、東京都や大阪府などで引き上げがなされず、宮崎県も3円の引き上げにとどまったことと比較すると、今年度は大幅な引き上げを求めており、今回の答申は評価できるものである。
- 2 今後は、この中央最低賃金審議会が示した目安を基準に、宮崎地方最低賃金審議会において、宮崎県の具体的な引き上げ額が議論されることになる。
仮に宮崎県の引き上げ額が目安の28円を下回る結果となれば、労働者が少しでも賃金が高い他県での就職を望んで県外へ流出することで、宮崎県の経済が停滞し、都市部との地域間の格差がますます拡大するおそれがある。都市部への労働力の集中を緩和し、地方に労働力を確保することは、コロナ禍で疲弊した地方経済を活性化するのみならず、都市部での一極集中から来る様々なリスクを分散する上でも効果があり、宮崎県においても最低賃金額の大幅な引き上げが求められる。
- 3 他方、全国一律28円の引き上げとの目安に対しては、経営基盤が脆弱な中小企業から、最低賃金額の引き上げが企業経営に与える影響が大きく、大幅な引き上げは難しいとの声があがっている。
国は、大幅な最低賃金額の引き上げを実現するために長期的継続的な中小企業支援策を強化すべきであり、最低賃金額の引き上げが困難な中小企業のための社会保険料の減免や減税、業務改善助成金の拡充などの十分な支援策を講じる必要がある。
- 4 以上より、当会は、国に対し中小企業への十分な支援策を求めるとともに、宮崎地方最低賃金審議会に対し、中央最低賃金審議会の目安を尊重し、宮崎県の地域別最低賃金額を最低でも28円引き上げをを求める。

2021年（令和3年）7月28日

宮崎県弁護士会
会長 谷口

